各務原市立緑苑小学校『いじめ防止基本方針』

令和6年度版

はじめに

ここに定める「緑苑小学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日に施行、平成25年10月11日、平成29年3月16日に改定された「いじめ防止対策推進法」(以下「法」という)の第13条、平成29年3月に策定された「いじめ重大事態の調査に関わるガイドライン」を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものです。

1 いじめの定義と基本的な考え方

(1) いじめの定義

法:第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめに対する基本的な考え方

教育活動全体を通じて、以下のいじめの基本認識に基づき、いじめの防止等にあたります。

- ・いじめは、いかなる理由があろうとも人間として絶対に許されない行為である。
- ・いじめは、どの学校、どの学級、どの集団にも起こり得る。
- ・いじめは,「いじめた側」と「いじめられた側」という加害・被害の関係が明確に区別できないケースが多く,けんかやふざけ合いであっても,見えない所で被害が発生している場合もあるため入念な事実確認が必要である。

(3) 学校としての構え

- ・学校は,児童の心身の安全・安心を最優先に,危機感をもって未然防止,早期発見、早期対応並びに いじめ問題への対処を行い,児童を守ります。
- ・すべての教職員が一致協力し、組織的な指導体制で対応するよう努めます。
- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を,教育活動全体を通じて,児童一人一人に徹 底するよう努めます
- ・児童一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度の醸成に努めます。
- ・指導の後にも帰属して児童の様子に注意を払い、折りに触れて必要な指導を行いながら見守ります。
- ・保護者と連携を図りながら、児童をよりよい方向に導くよう努めます。

2 いじめの未然防止のための取組(自己有用感を高める取組)

(1) 魅力ある授業・学級・学校づくり

- ・全ての児童が、主体的に活動したり、互いに認め合ったりする中で、「わかった、できた」という思いを味わえるよう、教科指導の充実に努めます。
- ・全ての児童が大切な学級の一員であり,一人一人が仲間と関わり、よさを認め合う学級・学校経営の 充実に努めます。
- ・いじめや暴力,差別や偏見等を見逃さず,学級活動はもとより児童会活動等でも適宜取り上げ,児童

が主体的に問題解決に取り組むよう指導します。

(2) 生命や人権を大切にする指導(豊かな心の育成)

自己を見つめ、相手の気持ちや立場を考え、正しいことを進んで行うことのできる子どもを育てるために、道徳教育の充実に努めます。特に、「生命尊重」「思いやり」等を重点的に取り上げ、生命や人権を大切にする心を育てます。

(3)全ての教育活動を通した指導(自己指導能力の育成)

本校の教育活動全体を通じて,以下の3点に留意した指導を充実します。

- ①自分は大切な存在であると感じることができる。
- ②仲間を大切にする気持ちをもつことができる。
- ③自分の考えをしっかりともち、その考えを実行しようとすることができる。

(4) インターネットによるいじめの防止

スマートフォンや通信型ゲーム機,タブレット端末などによる書き込み(悪口など)や無断で写した画像で、相手の心を傷つけるようないじめが心配されます。学校では、こうした通信機器の正しい使い方について、児童への指導や教職員の研修はもとより、保護者にも懇談会や研修会において、啓発活動を進めていきます。

(5) 人権に関わる授業の実施

「いじめは人間として絶対に許されない」という意識をもてるような授業を実施します。具体的な事例を通して、いじめの定義やいじめになり得る言動等を発達段階に応じて指導します。また、「特別の教科道徳」の中で「相互理解、寛容」等の項目に重点を置いた授業でも取り扱います。

3 いじめの早期発見・早期対応

いじめを早期に発見し対応するために、次のことを行います。

- ・年間3回(6月、11月、2月)の心のアンケート(無記名式)を行い、子どもたちの悩みや不安 について調査します。
- ・アンケート結果をもとに,学級担任が個別に相談する時間(教育相談週間)を設けます。
- ・アンケート調査の他にも全職員が普段の様子を観察したり,声かけをしたりして,一人一人の児童 のわずかなサインも見逃さないように努めます。
- ・いじめの事実が確認された場合は、全ての教職員で事実と指導内容を共通理解し、解決に努めます。
- ・いじめ問題に関する教職員の校内研修を実施します。

4 いじめの未然防止・対策委員会の設置

「法」の第22条に、「学校は、いじめの防止に関する措置を実効的に行うため、教職員や心理・福祉などの専門家や関係者により構成される組織を置く」ことが定められています。これを受けて学校では、以下の委員により構成される「いじめ防止対策委員会」を設置しています。

学 校 職 員:校長,教頭,教務主任,生徒指導主事,教育相談担当,養護教諭,(当該児童の担任)

学校職員以外:保護者代表,学校評議員,スクールカウンセラー,民生児童委員など

5 いじめ未然防止,早期発見,早期対応の年間計画

月	取組内容	備考
4月	・ホームページによる「方針」等の発信	「方針」の確認
	・職員研修会の実施(「方針」,前年度のいじめの実態など)	
	・定期的な生徒指導交流の実施(原則,通年)	
	・第1回「いじめ未然防止対策委員会(校内)」の実施	
	(「方針」,今年度のいじめの実態など)	
5月	・いじめ未然防止に向けた全校朝会	連休中の指導
6月	・教育相談週間:心のアンケート① (無記名式),教育相談の実施	
	・第2回「いじめ未然防止対策委員会(校内)」の実施	
	(不登校の実態、未然防止に向けて)	
7月	・職員会(夏休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り)	第1回県いじめ調査
	・アセス	
8月	・職員研修会(アセスの結果を参考に児童理解の研修会)	夏季休業中の指導
9月	・いじめ防止対策の取組の見通しの確認	
10月	・「ひびきあいの日」に向けた取組	
11月	・教育相談週間:心のアンケート②(無記名式),教育相談の実施	
	・人権教育に関する道徳の授業	
12月	・「ひびきあいの日」(児童会のキャンペーン取組を通して)	冬季休業中の指導
	・学校評価アンケート(次年度に向けて)	
	・第3回「いじめ未然防止対策委員会(校内)」の実施	第2回県いじめ調査
	(いじめ防止対策の取組についての中間交流)	
	・アセス	
1月	・職員会(冬休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り)	
	・教職員による次年度の取組計画	
2月	・教育相談週間:心のアンケート③(無記名式),教育相談の実施	
	・第4回「いじめ未然防止対策委員会(校内)」の実施	
	(本年度のまとめ及び来年度の計画立案)	
3月	・学校だより等による次年度の取組等の説明	第3回県いじめ調査
	・次年度に向けての見直し	(国の調査を兼ねる)
		次年度への引き継ぎ

6 いじめ発生時の対応

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

いじめ問題が確認されたら,即座に「校内いじめ未然防止対策委員会」を開催し,以下のように 対応します。

事実確認・情報収集(担任等が共同で行う)

- ・収集の段階から、「迅速」「組織的」に対応する。
- ・保護者と連携・相談を密にし、対応する。
- ・指導と援助を「組織的」に行う。(該当児童への声かけ・巡視等)

いじめとは判断しづらい訴え

- ・1人で判断しないでチームで幅広く情報を集め、対応策を練る。
- ・訴えを否定せず,訴えに至っ た経緯等を確実に分析す る。
- ・継続的な行動観察を丁寧に行う。

いじめと判断される訴え

- ・児童の安全を確保し継続的に支援する。
- ・いじめた側の児童への指導 を丁寧に行う。
- ・保護者との緊密な連携と共 に、場合によっては関係機 関との連携を図る。

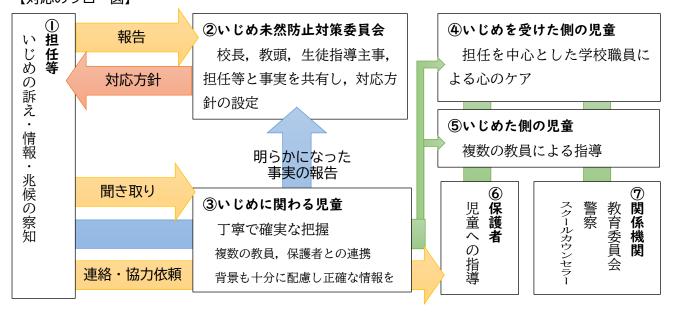
事実はあるものの,双方がい じめと認めない場合

- ・具体的な行為を取り上げて 指導する。
- ・行為の意味や危険性につい て,双方に丁寧に説明する。
- ・継続的な観察と双方への援助を続ける。

【大まかな対応順序】

- ①いじめの訴え,情報,兆候の察知
- ②管理職等への報告と対応方針の設定
- ③事実関係の丁寧で確実な把握(複数の教員で組織的に、保護者の協力を得ながら、背景も十分に聞きとる。)
- ④いじめを受けた側の児童のケア(必要に応じて外部専門家の力を借りる。)
- (5)いじめた側の児童への指導(背景についても十分踏まえた上で指導する。)
- ⑥保護者への報告と指導についての協力依頼(いじめた側の児童及び保護者への謝罪を含む。)
- ⑦関係機関との連携(教育委員会への報告,警察や子どもセンター等との連携)
- ⑧経過の見守りと継続的な支援(保護者との連携)

【対応のフロー図】



(2)「重大事態」と判断された時の対応

・いじめにより児童の生命,心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき,いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては、以下の対応を行います。

[主な対応]

- ・教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- ・当該重大事態と同種の事態発生を防止に資するため,教育委員会の指導の下,事実関係を明確にするための調査に当たる。
- ・上記調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた児 童及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ・児童の生命,心身又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは,直ちに所轄警察署に通報し, 適切な援助を求める。

7 学校評価における留意事項

- ・いじめを隠ぺいせず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の2点を加味し、適正に学校の取組を評価する。
 - ①いじめの早期発見の取組に関すること
 - ②いじめの再発を防止するための取組に関すること

8 個人情報等の取扱い

- ○個人調査 (アンケート等) について
- ・いじめ問題が重大事態に発展した場合は,重大事態の調査組織においても,アンケート調査等が資料 として重要となることから,一定期間(5年間)保存する。